

仕 様 書

1 件名

派遣型一時保育事業業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

港区指定場所

4 事業運営内容

保護者の事情により一時的に支援が必要となる子どもの自宅へ保育者を派遣するために、保育等の支援を受けたい者と保育等の支援を行う者の斡旋及び調整、その他の業務を行う。

(1) 業務を円滑に実施するために、事務局を置くこと。

(2) 事務局は、発注者との連携により、次のとおり業務を行うこと。

ア 対象者については、保育等の支援を受けたい者を「利用会員」、保育等の支援を行う者を「支援会員」として、会員間の保育等の支援の斡旋及び調整を行うこと。

イ 利用会員の募集、登録、その他利用会員の支援に関する業務を行うこと。

ウ 業務を円滑に進めるため、支援会員の確保に努めること。

エ 派遣型一時保育事業の広報を行うこと。

オ 利用会員に本事業のみでは対応できない子育てに関する特別な支援が必要である場合は、発注者と協議の上、対応すること。

カ 利用会員から本事業に対する苦情を受けた場合、直ちに区及び事務局内に共有し、問題の解決に向けて速やかに対応すること。

キ 事務局の受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月4日までを除く。）の午前9時から午後6時までとする。ただし、利用者の緊急時はこの限りではない。

ク 「5 派遣型一時保育事業の内容」(8)に該当する利用があり、その支払いにあたり手数料が発生した場合は440円を上限とし、発注者は受注者に手数料相当分として実費を支払うこと。

ケ その他必要な業務を行うこと。

(3) 事務局は、会員に対し、次の業務を行うこと。

ア 事務局は利用会員に対し、苦情受付窓口及び苦情対応の流れを周知すること。

イ 利用会員から本事業に対する苦情を受け解決した後は、すべての支援会員に対し、苦情の内容を共有し、再発防止を図るとともに、年1回以上、苦情の対応結果を事務局のホームページ等で公開すること。

ウ 支援会員を対象に、「港区子育て支援員研修」のバックアップ研修のうち、区が指定する講座を年1回以上受講させること。

- エ 保育中の事故発生防止のため、事務局は、支援会員に対し健康状態の確認を年1回以上実施すること。
- オ 利用者が支援者に支払う利用料金とは別に、支援会員に対し、活動時間に応じて時給補填を行う。また、宿泊を伴う保育を実施した支援会員には、宿泊支援手当を支給する。
- カ 「5 派遣型一時保育事業の内容」(8)に該当する利用があった場合は、支援会員に対し、利用料金を児童1人に付き別表1のとおり支払うこと。
- キ その他必要な業務を行うこと。

5 派遣型一時保育事業の内容

- (1) 本事業の対象は、生後7日から小学校6年生までの児童とすること。
- (2) 本事業の会員となることができる者は、それぞれ次の要件を満たす者とすること。
 - ア 利用会員
港区に在住する者で、保育等の支援を必要としている者。
 - イ 支援会員
港区子育て支援員研修(地域保育コース 港区派遣型一時保育事業)を修了し、あい・ぽーとの子育て・家族支援者として登録した者。
- (3) 支援会員が行う支援の内容は、次に掲げるものとする。
 - ア 保護者の傷病・入院等のやむを得ない事由を始め、理由を問わず、児童を一時的に保育すること(宿泊を含む。)及び保育園、幼稚園、学童クラブ、小学校等の児童を送迎すること。
 - イ 新生児、病後児を保育すること。
 - ウ 外出時の同行及び保護者在宅時の支援を行うこと。
- (4) 支援の活動場所は、原則として利用会員の自宅とすること。ただし、状況に応じて、支援会員の自宅及び自宅以外での活動も可能とすること。
- (5) 支援は、1時間を単位とし、活動時間は、通年(土曜、日曜、祝日及び年末年始を含む。)午前7時から午前0時までとすること。ただし、宿泊を伴う保育等の場合はこの限りではない。
- (6) 支援は有料とし、利用会員が支援会員に支払う利用料金は、児童1人に付き別表1のとおりとする。
- (7) きょうだいであって複数の児童を保育する場合は、2人目からの利用料金を半額とする。
- (8) 前号のきょうだいのうち生後7日から小学校就学前の多胎児家庭であって同時に複数の児童が本事業を利用する場合は、2人目からの利用料金を無料とする。
- (9) 利用料金は会員同士で受け渡しを行い、事務局は関与しないこと。
- (10) 前号の利用料金のほか、利用会員は、支援会員に交通費、児童の食事及びおやつ代の実費並びに登録説明のための訪問に係る経費(別表1)を支払うこととする。

6 契約方法

本件の契約方法は以下のとおりとする。

(1) 総価契約分

事業運営費

(2) 単価契約分（予定数量は別紙1「予定数量内訳」のとおり）

ア 多胎児家庭における2人目以降の利用に係る利用料金相当分（別表1のとおり）。

イ 支援者への時給補填及び午前0時を超えた場合の宿泊補填（別表2のとおり）

ウ 多胎児家庭における2人目以降の利用に係る利用料金相当分を支援会員に支給する際の振込手数料相当分

7 支払方法

発注者は、毎月の業務の履行を確認した後、受注者からの請求に基づき支払うこととする。

8 受注者の責務

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。

(3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。

(4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

(6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。

(7) 受注者は、個人情報について、別紙2「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

(8) 業務処理上、第三者に損害を与えた場合、原則として受注者が責任を負うこと。

(9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

(10) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

(11) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

9 環境により良い自動車の利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日改正 28 環改車第 790 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は事業の実施に当たって疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定める。

11 連絡先

子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係

別表 1

	多胎児家庭における 2 人目以降の利用に係る利用料金相当分			
	通常 (月曜から土曜ま での午前 9 時から 午後 6 時まで)	早朝 (月曜から土曜までの午前 7 時から午前 9 時まで) 夜間 (月曜から土曜までの午後 6 時から午後 9 時まで) 日曜及び祝日等 (午前 7 時から午後 9 時ま で)	深夜	
			午後 9 時から 午前 0 時まで	午前 0 時を 超えた場合 (午後 9 時から 午前 7 時までの 1 回当たり)
	1 時間当たり			1 回当たり
派遣型一時保育	9 0 0 円	1, 1 0 0 円	1, 6 0 0 円	5, 0 0 0 円
派遣型一時保育 (病後児保育、 新生児保育)	1, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 7 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
備考				
・ 1 時間未満の利用の場合は、1 時間の料金となる。 ・ 1 時間以上の利用の場合は、3 0 分単位で切り上げる。 ・ 利用時間帯がまたがっている場合 1 5 分単位で按分を行う。 ・ 利用料金の 3 0 分単位の単価は 1 時間の料金単価の 5 0 パーセントの金額とし、1 5 分単位の単価は 1 時間の料金単価の 2 5 パーセントの金額とする。 ・ 利用予定日前日の午後 3 時以降に利用を取り消す場合、利用予定時間分の利用料金の 5 0 パーセントを支払う。				
登録説明のための訪問 (緊急性があり、登録説明会に参加出来ない家庭に限る。) ※事前打合わせは、上記の利用料金に準じることとする。			1, 5 0 0 円+交通費(実費)	

別表 2

	金額
支援者への時給補填 (1 時間当たり)	4 0 0 円
午前 0 時を超えた場合の宿泊補填 (午後 9 時から午前 7 時までの 1 回当たり)	3, 0 0 0 円

予定数量内訳

品名又は業務名	規格・仕様	単位	予定数量
1 時間当たりの利用料金相当 分通常	別紙仕様書のとおり	時間	125
1 時間当たりの利用料金相当 分通常 (病後児保育、新生児保育)	別紙仕様書のとおり	時間	5
1 時間当たりの利用料金相当 分早朝、夜間、日曜及び祝日	別紙仕様書のとおり	時間	1,175
1 時間当たりの利用料金相当 分早朝、夜間、日曜及び祝日 (病後児保育、新生児保育)	別紙仕様書のとおり	時間	5
1 時間当たりの利用料金相当 分深夜	別紙仕様書のとおり	時間	65
1 時間当たりの利用料金相当 分深夜 (病後児保育、新生児保育)	別紙仕様書のとおり	時間	5
午前0時を超えた場合の 利用料金相当分	別紙仕様書のとおり	回	2
午前0時を超えた場合の 利用料金相当分 (病後児保育、新生児保育)	別紙仕様書のとおり	回	1
支援者への時給補填 (1時間当たり)	別紙仕様書のとおり	時間	18,000
午前0時を超えた場合の 宿泊補填(1回当たり)	別紙仕様書のとおり	回	175
振込手数料	別紙仕様書のとおり	回	35
1 月曜から土曜の午前9時から午後6時までは「通常」とする。 2 月曜から土曜の午前7時から午前9時までは「早朝」とする。 3 月曜から土曜の午後6時から午後9時までは「夜間」とする。 4 日曜、祝日及び年末年始の午前7時から午後9時は「日曜及び祝日等」とする。 5 午後9時から午前0時は曜日にかかわらず、「深夜」とする。			

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和 5 年 4 月 1 日改正

(基本的事項)

第 1 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年港区条例第 53 号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年港区条例第 67 号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第 2 条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第 3 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第 4 条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前 2 項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。